

令和7年度高知県介護サービス情報に係る報告・調査・公表計画

令和7年7月11日

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課

1 計画の基準日

令和7年1月1日

2 計画の期間

計画の策定日から令和8年5月31日まで

3 報告

(1) 内容及び報告の対象となる事業者

ア 基本情報のみを報告する必要のある事業者

新たに指定を受けた事業者

イ 基本情報及び運営情報を報告する必要のある事業者

計画の基準日の前1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額の合計が

100万円を超える事業者

この場合、次の各区分ごとに二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合は、原則主たるサービスの報告で足りるものとして取り扱うこととする。

- ① 訪問介護＋夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護（予防を含む）
- ③ 訪問看護（予防を含む）＋指定療養通所介護
- ④ 訪問リハビリテーション（予防を含む）
- ⑤ 通所介護＋地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）＋指定療養通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション（予防を含む）＋指定療養通所介護
- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住

宅))

- ⑩ 福祉用具貸与（予防を含む）＋特定福祉用具販売（予防を含む）
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
- ⑫ 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
- ⑬ 居宅介護支援
- ⑭ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護（予防を含む）＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
- ⑯ 介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）

（２）報告の提出期限

別途通知する。

（３）報告の方法

ＷＥＢ上の「介護サービス情報公表システム」による報告とする。ただし、インターネットに接続できない事業者は、報告書を高知県長寿社会課に提出することとする。

４ 調査

（１）対象事業者及び調査の時期

報告の対象となる事業者のうち、別紙「令和７年度介護サービス情報の公表に係る調査計画表」に掲げる事業者と調整のうえ、計画の期間内で実施日を決定することとする。また、計画にない事業者が自ら希望する場合も調査を行う。

（２）調査方法

県の職員が事業者を訪問し、事業者を代表する者との面談調査によるものとする。

５ 情報の公表

報告又は調査完了後速やかに公表する。

６ その他

介護サービス情報の公表の実施に関し必要な事項は、必要に応じて別に定める。